


# 三重県の要請に基づき、感染症拡大防止のため、当店では、下記のとおり時短営業します。

## 【実施期間】

令和3年8月20日～令和3年9月12日

飲食を主たる業としていないカラオケ店（カラオケボックス等）は以下に☑不要です。  
（カラオケ喫茶、カラオケ設備のあるスナック等は☑が必要です）

- 普段からカラオケ設備の利用をしていません。  
 カラオケ設備の利用はできません。

<b>通常の開店時間</b>		<b>通常のカラオケ店閉店時間</b>
時 分	～	時 分
		
<b>時短営業期間中の開店時間</b>		<b>時短営業期間中の閉店時間</b>
時 分	～	時 分

※ただし、下記の期間は 休業 します。

休業日：

店舗名	
住所	